

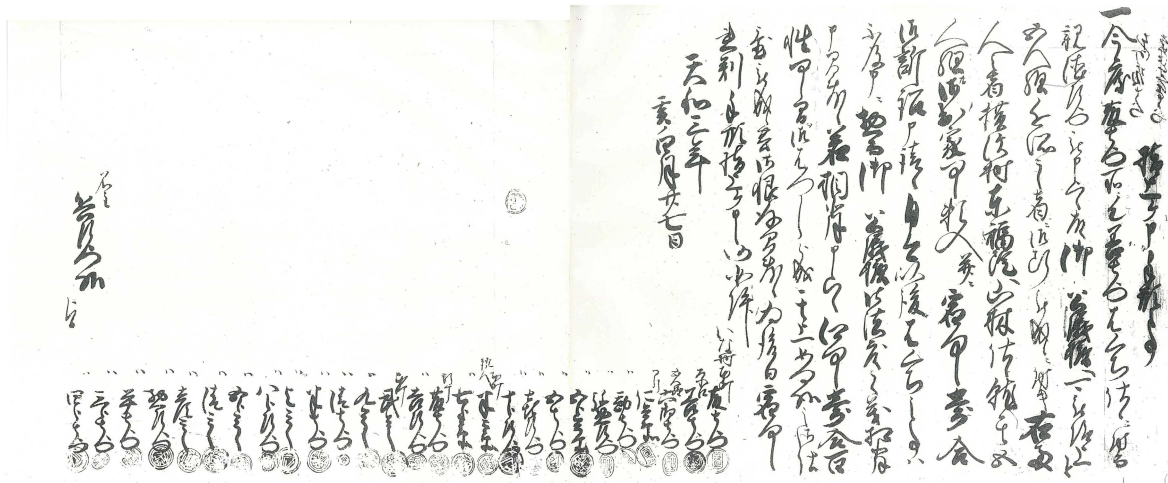
郷土の古文書

その35 伊奈村百姓博奕一件証文

編集・発行：五日市郷土館

あきる野市五日市920-1

発行：令和4年5月1日



解説文

指上ケ申手形之事

一今度藤右衛門所ニテ善右衛門はくち仕候ニ付

親徳左衛門被申上候故 御 公儀様へ可被仰上と

五人組近所之者ニ御断被成候ニ付キ 右両

人之者横沢村東福院へ山林仕候 就其 五

人組共御出家中頼入并ニ宿中寄合

御訴詔申請候 自今以後はくち之事ハ

不及申ニ 惣御 公儀様御法度之義相背

申間敷候 若相背申候ハ、郷中寄合百

性中間ヲ御はつし被成 其上如何様之御仕

置被成候共御恨存間敷候 為後日宿中

連判手形指上ケ申候 仍如件

天和三年

亥ノ四月廿七日

いな村本町

藤右衛門 印

原口 善右衛門 印

五人組 六郎右衛門 印

同断 仁兵衛 印

勘右衛門 印

弥惣左衛門 印

五郎兵衛 印

五右衛門 印

崑左衛門 印

十郎左衛門 印

本町 証人 半兵衛 印

七郎兵衛 印

新丁 藤右衛門 印

吉左衛門 印

本町 武兵衛 印

九兵衛 印

清右衛門 印

半右衛門 印

与兵衛 印

八郎左衛門 印

五郎兵衛 印

清兵衛 印

彦兵衛 印

惣左衛門 印

平右衛門 印

三郎右衛門 印

四郎右衛門 印

名主

兵左衛門様

まいる

証文一札指し上げます

口語訳

このたび伊奈村本町の藤右衛門の所で伊奈村原口の善右衛門がばくち(賭博)をしたことについて、善右衛門の親徳左衛門が申し出られたので、御公儀様へ仰せ上げられべくと五人組と近所の者にお断りなされた件につき、藤右衛門と善右衛門の両人横沢村東福院へ

山林（山林抖擻）さんりんとうそう いたさせ、その事について五人組

の者達が

東福院の僧へ頼み入れました。同時に

伊奈村の本町宿中寄り合い、御訴訟を

御請けし承知しました。今後ばくちの事

は申すまでもなく、すべて御公儀様御法

度の事に背くような事は致させません。もし、

違背することがありましたら伊奈の郷中

寄り合い、百姓仲間を御はずし下され、その上

どのようなお仕置を成されられても、お恨み致

す事は致しません。

後日のため宿中（本町）の者達連判の

証文を指し上げ申します。

（1683）
天和三年
亥ノ四月廿七日

いな村本町 藤右衛門⑩

原口 善右衛門⑪

（以下25名省略）

名主

兵左衛門様

まいる

解説

博奕は金品など財物を賭けて、賽、花札、双六などの遊戯の中で勝負すること、そのはじめは古く、日本では『日本書紀』天武天皇14年(685)9月、天皇が王卿を呼んで「博戲をさせた」とあり、双六を賽で行ったと思われ、正倉院には双六用具一揃いがある。そのころの賭博には牛、馬が賭けられた。持統天皇3年(689)には双六禁止令が出され、宮中賭博は禁止された。そして、文武天皇2年(698)7月には博戲で財物を賭けた者を処罰した。平安時代には七本賭博が盛んとなり、鎌倉時代に至り、田地所領をもつて双六賭博をするものもあり、禁制の対象とされる。

室町時代になると囲碁、双六ははびこり諸將は各領国で賭博禁止令を定めているため、戦国大名によって取締られ双六は衰微した。その後17世紀前半にはウンスンカルタや天正カルタが流行し、やがて19世紀初めには花札も盛行し、このカルタが賭博用となった。

中世から近世にかけては碁、将棋も賭物としたため、江戸時代初期次々と禁止令が出されている。その反面庶民風俗として盤上遊戯が普及し風呂屋の二階には娯楽場がつくられている。

江戸時代には楊弓・大黒・天狗頼母子・三枚加留多・三つぼ・四つぼ・源平・大黒つき・三笠付などいろいろな種類の博奕が生まれている。特に三笠付は百姓達の間で流行しており、江戸幕府の禁止令の触書に多く出てくる。

博奕はこの地方でも庶民の娯楽として隠れて行われていたが、それが賭博として金品や田畑など賭けるよ

うになり、本来は禁止されているのだが、娯楽の少ない百姓達にとつては楽しみの一つであった。

この古文書に出てくる東福院は、当時大悲願寺の塔頭(境内の小院)として、観音堂の西南に存在した。裏の山林の北側には両墓制による埋墓があり、昼でも寂しい所だった。伊奈村本町の藤右衛門宅で博奕をした善右衛門の親徳左衛門の訴えで、両人を、その山林で昼夜寝食させ、不自由に堪えながら仏道に励み、煩惱を払うよう五人組の人達が東福院へ頼み入れた。

博奕は幕府の禁令にも背く行為で、毎年名主が惣百姓に読み聞かせる「五人組帳前書」にも書かれてあった。しかしこの村でも、山の上の畑の小屋や、神社・御堂など人目のつかないような所で博奕をしていた。そのため旧家では「数代前の先祖が博奕好きで我が家の田や畑を手放した」などの話はよく聞かれる。伊奈村原口の善右衛門も相当博奕にのめり込んでいたのかもしれない。このままでは我家の身上も傾いてしまうと考えたのか、親徳左衛門は村人達多勢をまき込んで息子に仕置きを与えて、身の振り方を正そうと思ったのではないだろうか。いつの時代でも変らぬ子を思う親心であった様子が垣間見られる。

参考文献

国史大辞典 第十一卷(発行榊吉川弘文館)